

4. 審議事項

(1) 個別占用案件の審議【審議資料1】

【中間報告】

- ①神津運動広場（伊丹市）
- ②猪名川河川敷緑地（猪名川第3・第4運動広場）
（伊丹市）
- ③伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）
- ④猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設
（おおぞら広場） （尼崎市）

個別占用案件のカルテ（中間報告）

①神津運動広場（伊丹市）

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m～6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真		
現在の 利用形態	グラウンド2面				
占有面積	17, 454. 54㎡	付帯施設 等	バックネット(可搬式)61基 案内板(可搬式)1箇所 塁ベース(可搬式)8箇所		
許可の 経緯	<当初許可> 昭和55年5月10日 <前回更新許可> 平成28年7月12日 <許可期限> 平成33年3月31日		利用者数 ・	平成 22 年度 33, 296 人 平成 27 年度 10, 870 人 平成 23 年度 34, 565 人 平成 28 年度 24, 593 人 平成 24 年度 31, 593 人 平成 29 年度 22, 865 人	
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤外地		団体数	平成 25 年度 17, 715 人 平成 26 年度 6, 728 人	
周辺の 土地利用の 状況	・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有範囲と河川側との間は、雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に桑津橋が隣接しており、橋の上流側に当市が占有している猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動広場)が隣接している。 ・下流側は、猪名川河川敷緑地がある。 ・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。				
関連諸計画 における占有 地の位置 付け	・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成に努めるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。				
その他 特記事項	・昭和55年5月10日に占有許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民が野球、グラウンドゴルフの用途で利用している。 ・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。				

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 0K-54m~6. 2K-68m 5. 8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	-----------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85, 959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57, 477㎡で全体の66. 9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、その市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。 以来38年間の占用期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちの夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。		
管理状況	(施設管理) ・野球とグラウンドゴルフの団体が運営委員会を組織して、自主的に運営している。利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。		
	(不法占用) 無し		
利用状況	(維持管理計画) 1年を通して、運営委員会が主に管理している。定期的にグラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。河川の増水が予想される場合は、設置物は可搬式にしており事前に工作物の撤去を行う。(年1回、撤去訓練を実施している。)		
	(利用者・利用ルール) 土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は午後の時間帯に主に少年野球が練習に利用している。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。		
前回審議の 意見	(駐車場) なし		
	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取組み	(環境への配慮) 外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っていく。 猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体との連携を図り自然保護に努めていく。		
	(環境意識の啓発) スポーツ振興課とみどり自然課・伊丹市昆虫館が共同で今年5月に環境学習会を開催した。施設利用者が参加し、好評を得られた。今後植物をテーマにした学習会も開催予定。来年2月のクリーン作戦も参加者に募集		

	を募り参加する予定。こういった取り組みを続けることで施設利用者の環境意識を高めていきたい。
安全への配慮	以前報告時にあった注意啓発看板が台風被害などにより消失しているため、必要に応じて修復を検討している。

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 0K-54m～6. 2K-68m 5. 8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	-----------------------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模				
変更場所の範囲図			管理体制	
占用内容変更による河川環境への影響				
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 0K-54m～6. 2K-68m 5. 8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	-----------------------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の自然環境		・当該占有地は猪名川と藻川合流部の上流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。 ・砂洲には一年生草本群落が見られ、河岸にはヨモギやカナムグラの群落が広がっている。 ・鳥類では、重要種のオオヨシキリ(鳥類)、カイツブリ(鳥類)、カワセミ(鳥類)等が確認されている。
自然環境上重要な場所		・占有地周辺に生育するツルヨシ群落などは、オオヨシキリ(鳥類)の重要な生息地になっている。 ・水際の裸地は、イソシギ(鳥類)やコチドリ(鳥類)の生息環境として重要である。
水際の状況	水域までの距離	・水域までの距離: 約 10～50m ・右岸は、砂洲が広がっており、一年生草本群落が発達する。 ・左岸には護岸が整備されているものの、水際にはツルヨシ群落が帯状に分布する。
	水面との高低差	・約 1. 4m

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m～6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

【平成27年度第2回委員会意見】

- ① 占用物件以外のものを放置せず、その都度持って帰るように管理していただきたい。
- ② 硬式野球を行っているが、安全性を高める努力をしていただきたい。
- ③ 刈った芝をきっちりと処分していただきたい。
- ④ 環境保全に関する啓発看板の設置をお願いする。
- ⑤ 環境学習会をこれからも進めていただきたい。

【更新時点での伊丹市回答】

- ① 神津運動広場運営委員会会長、さらに使用者の団体代表者に対し、占用物件以外（発電機付投光器等）の撤去について、4月7日再度注意・指導を行う。
- ② 安全性を高めるため、大型バックネット設置について検討。
- ③ その都度クリーンセンターと連携し処分している。
- ④ 公園課・昆虫館とも連携し看板設置を検討する。
- ⑤ 引き続き環境学習会や清掃活動に取り組む。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・ 更新を許可した。
- ・ 許可期間は5年とした。
- ・ 従前通り許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用になるよう取り組むこと」
- ・ 自然環境保全・再生のための占用区域周辺の管理のあり方については、占用者と協議する。
- ・ 川らしい利用のあり方の情報共有等は占用者と方策を検討する。
- ・ 現地視察時に指摘のあった河川側の穴については、占用者と協議して、撤去及び現状復旧を行わせた。

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 0K-54m～6. 2K-68m 5. 8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	-----------------------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)

① 占用区域全景(上空から望む)



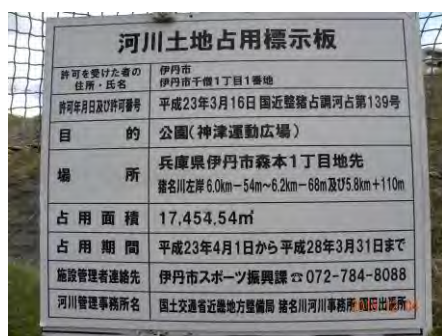
② 占用区域全景(下流端から上流を望む)



③ 占用区域全景(上流端から下流を望む)



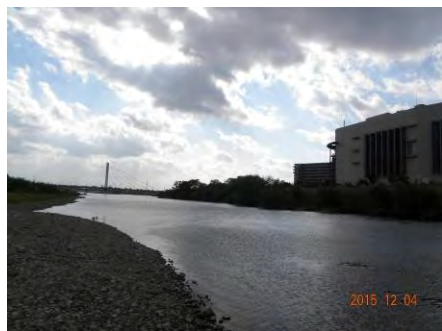
④看板(占用標示板)



⑥水際の植生その1



⑧河原



⑩クワモドキ群落



⑤看板(ゴルフ禁止)

表示面が台風被害により流出、消失



⑦水際の植生その2(ツルヨシ群落)



⑨小型陸生草本群落(メヒシバ等)



⑪セイタカヨシ群落



⑫クズ群落



⑬カナムグラ群落



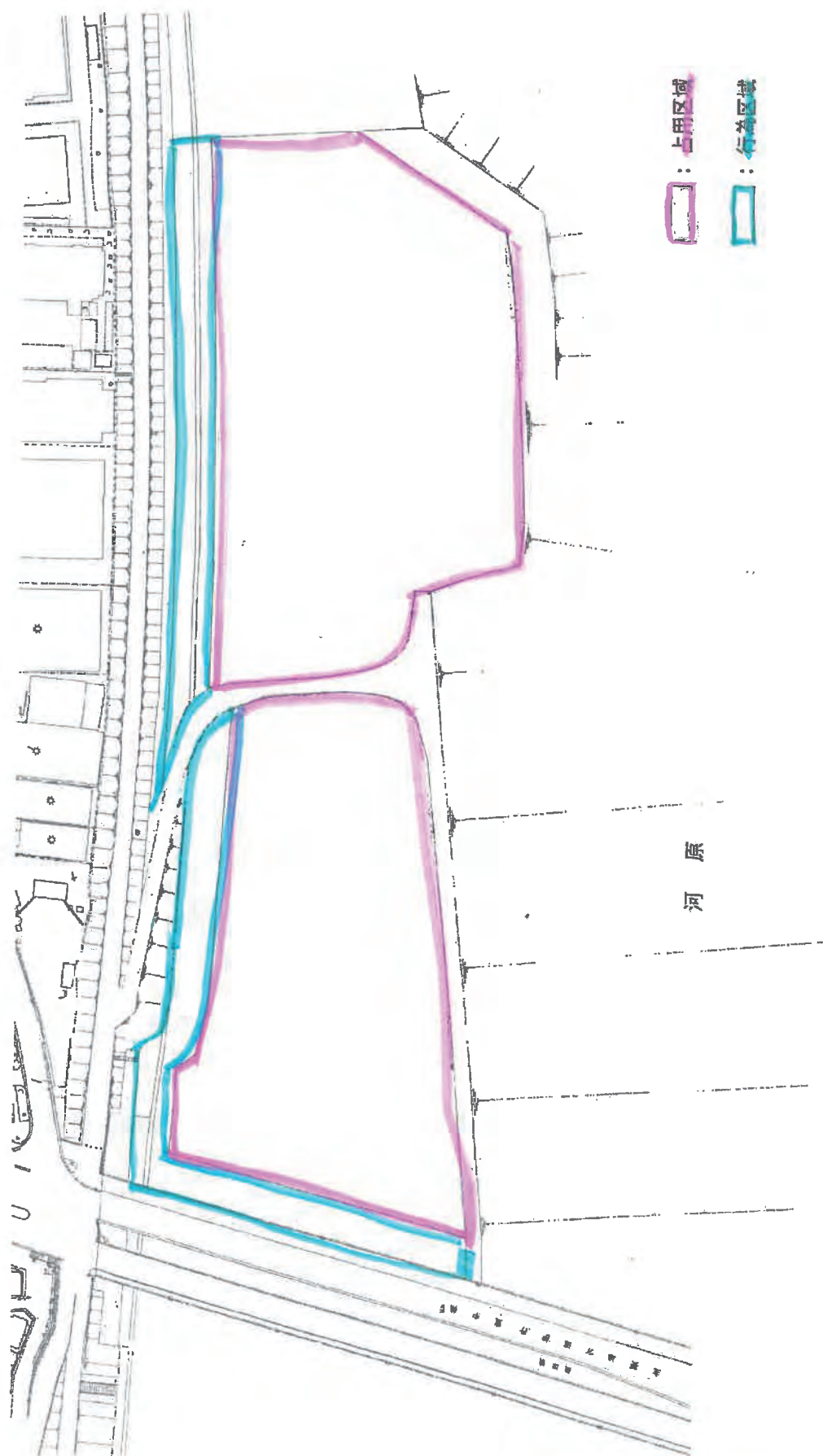
⑭アレチウリ



利用状況

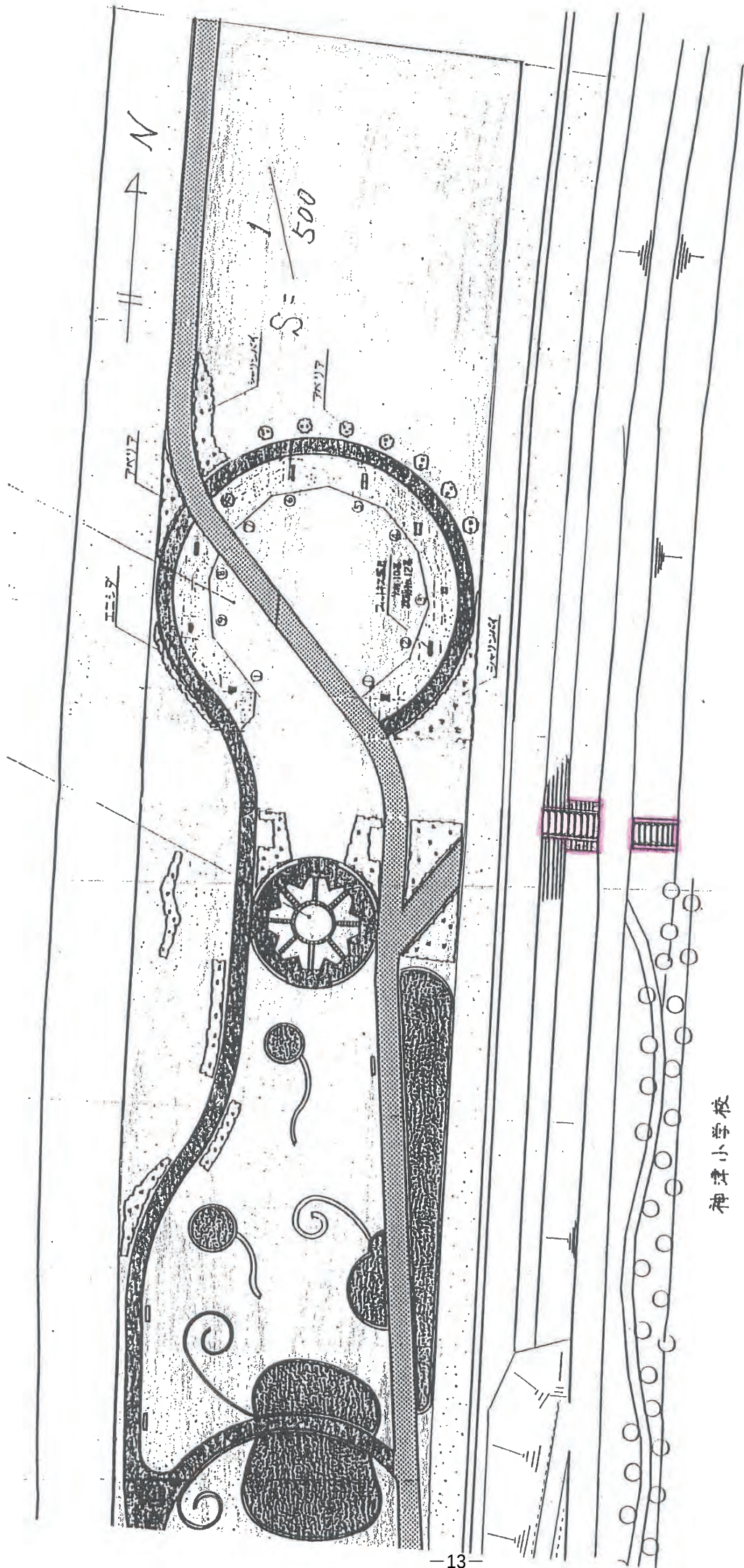


押津運動広場
 猪名川河川敷 平面図 S=1:500



 : 上田区域

 : 河川敷区域



古田区域

神津小学校

神津運動広場現況写真

平成 30（2018）年 12 月 18 日撮影

①運動広場全景（北から）



②運動広場全景（南から）



③水際の植生その1



④占用許可看板



⑤法面通行禁止看板



取組状況報告書 神津運動広場(伊丹市) 【中間報告時】

	前回委員会の意見 (H27年度第2回審議)	許可時の市の回答 (H28年7月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	占有物件以外のものを放置せず、その都度持って帰るように管理していただきたい。	神津運動広場運営委員会会長、さらに使用者の団体代表者に対し、占有物件以外(発電機付投光器等)の撤去について、4月7日再度注意・指導を行う。	神津運動広場運営委員会会長、さらに団体代表者に対して、占有物件以外の物も含めて設置している備品について整理を行うよう指導した。占有地復旧後も整理が行えるよう指導することに努める。		
2	硬式野球を行っているが、安全性を高める努力をしていただきたい。	安全性を高めるため、大型バックネット設置について検討。	占有地復旧後にバックネット他看板等の設置も検討していきたい。		
3	刈った芝をきっちり処分していただきたい。	その都度クリーンセンターと連携し処分している。	その都度クリーンセンターと連携し処分している。		
4	環境保全に関する啓発看板の設置をお願いする。	公園課・昆虫館とも連携し看板設置を検討する。	環境関連部局とも連携し看板設置を検討する。豪雨の被害を受けにくい場所等も含わせ、検討する。		
5	環境学習会をこれからも進めていただきたい。	引き続き環境学習会や清掃活動に取り組む。	引き続き環境学習会や清掃活動に取り組んでいく。		

許 可 書

住所

氏名 伊丹市

平成28年2月16日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築（神津運動広場）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年 7月12日

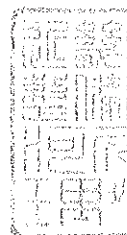
近畿地方整備局長



- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 河川の名称 | 淀川水系 猪名川 |
| 2 | 目的 | 公園(多目的運動広場) |
| 3 | 場所 | 伊丹市森本1丁目地先
(左岸 6.0k-54m~6.2k-68m及び5.8k+110m) |
| 4 | 工作物の名称
又は種類 | 神津運動広場 |
| 5 | 工作物の構造
又は能力 | 別紙のとおり |
| 6 | 工期 | _____ |
| 7 | 占用面積 | 17,454.54㎡ |
| 8 | 占用期間 | 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで |





9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。その申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) ~~この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出る。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
 - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができなくなるとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

- (11) ~~その許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) ~~その許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~その許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る主作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物

は堤内の土地に搬出しておくこと。

- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る猪名川河川敷緑地の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



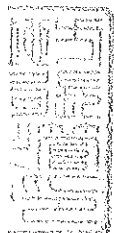
別紙

5. 工作物の構造又は能力

名称	構造又は能力	数 量
運動施設	野球場 (陸上競技場・サッカー場兼用)	2箇所
管理施設	階段 案内板(可搬式) バックネット(可搬式) 塁ベース(可搬式)	2箇所 1箇所 61基 8箇所

バックネット内訳

幅	高さ	数量
2	2	42
3	2	5
3	4	2
3.2	4	10
5	2	1
15	3	1
計		61



個別占用案件のカルテ（中間報告）

②猪名川河川敷緑地（猪名川第 3・第 4 運動広場） （伊丹市）

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	
現在の利用形態	グラウンド3面(猪名川第3・第4運動公園)第3公園はA・Bの2面のグラウンド有			
占有面積	27113. 34㎡	付帯施設等	サッカーゴール(可搬式)12基 ベンチ(可搬式)17基 植栽(アベリア)約 1, 920 本	
許可の経緯	<当初許可> 昭和58年3月16日 <前回更新許可>平成28年4月4日 <許可期限> 平成33年3月31日	利用者数	平成 22 年度 110, 785 人 平成 27 年度 112, 365 人 平成 23 年度 103, 610 人 平成 28 年度 108, 500 人 平成 24 年度 107, 080 人 平成 29 年度 96, 150 人	
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地	団体数	平成 25 年度 56, 800 人 平成 26 年度 16, 030 人	
周辺の土地利用の状況	・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有範囲と、河川側との間は、河川敷内通路があり、河川側は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に雑草が茂っている状態となっている。 ・下流側は、桑津橋と隣接しており、橋の下流側に当市が占有している神津運動広場がある。 ・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。			
関連諸計画における占用地の位置付け	・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。			
その他特記事項	・昭和58年3月16日に占有許可いただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民がサッカー、野球、グラウンドゴルフ、ソフトボール等の用途で利用している。 ・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。			

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85, 959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57, 477㎡で全体の66. 9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K ㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。 以来38年間の占用期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。		
管理状況	(施設管理) ・平成18年度より指定管理者による管理が始まり、平成26年度からは三菱電機ライフサービス株式会社を中心とする2社の連合体により、利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。		
	(不法占用) 無し		
	(維持管理計画) 1年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。 河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(1年に1度工作物の撤去訓練を行う。)		
利用状況	(利用者・利用ルール) 年間の予約は年間利用調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押さえ、それ以外の市民の利用者は、月初めの1日から7日までの間で、開いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を行い決める。それ以後に空きがあれば随時受け付ける。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。		
	(駐車場) あり。		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり

環境保全に向けて申請者の取り組み	(環境への配慮) 外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っていく。 猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体との連携を図り自然保護に努めていく。
	(環境意識の啓発) スポーツ振興課とみどり自然課・伊丹市昆虫館が共同で今年度5月に環境学習会を開催した。施設利用者が参加し、好評を得られた。今後植物をテーマにした学習会も開催予定。来年2月のクリーン作戦も参加者に募集を募り参加する予定。こういった取り組みを続けることで施設利用者の環境意識を高めていきたい。
安全への配慮	以前報告時にあった注意啓発看板が台風被害などにより消失しているため、必要に応じて修復を検討している。

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模				
変更場所の範囲図		管理体制		
占用内容変更による河川環境への影響				
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項	特になし			

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。 ・低水路には砂洲が広がっており、大部分が裸地となっているが、一部ネズミムギ、シロザ、オオイヌタデ等の一年生草本群落が見られる。また水際の湿性立地ではヤナギタデ、オオクサキビ、ツルヨシ等が生育している。 ・鳥類では、河川敷草地においてキジ、ヒバリ、オオヨシキリ、セッカ、カワラヒワ、スズメ等が確認されたほか、水辺や水域ではカワウやササゴイ、コサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、カワセミが確認されている。 ・昆虫類では、草地や裸地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類やカスミカメムシ類、シロチョウ類、ハナアブ類やテントウムシ類が多く確認されている。また河川敷草地ではコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。 ・両生・爬虫類では、水辺にクサガメ、ミシシippアカミガメが確認され、哺乳類では堤防上の人工構造物ではイタチ属の糞、オギ原でカヤネズミの巣が確認されている。 ・重要種としては、イソシギ、ハマシギ、コチドリ、オオヨシキリといった鳥類、シルビアシジミ、アキアカネ、キアシハナダカバチモドキといった昆虫類、哺乳類のカヤネズミなどが確認されている。
自然環境上重要な場所		・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・堤防の草地はシルビアシジミにとって重要な生息地となっている。 ・水際のツルヨシ群落は、オオヨシキリやカヤネズミにとって重要な繁殖環境となっている。
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離:約 10～50m ・右岸は、砂洲が広がっており、ヤナギタデ等の一年生草本群落が発達するほか、ツルヨシ群落が見られる。 ・左岸には護岸が整備されている。
	水面との 高低差	・約 2. 9m

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

【平成 27 年度第 2 回委員会意見】

- ①アベリアの植栽の中に雑草が伸びてきており、雑草の管理を行っていただきたい。
- ②環境学習会をこれからも進めていただきたい。
- ③環境保全に関する啓発看板の設置をお願いする。

【更新時点での伊丹市からの回答】

- ① 雑草の除去に努め、適切な管理に努める。
- ② 引き続き環境学習会や清掃活動に取り組む。
- ③ 公園課・昆虫館とも連携し、看板設置を検討する。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

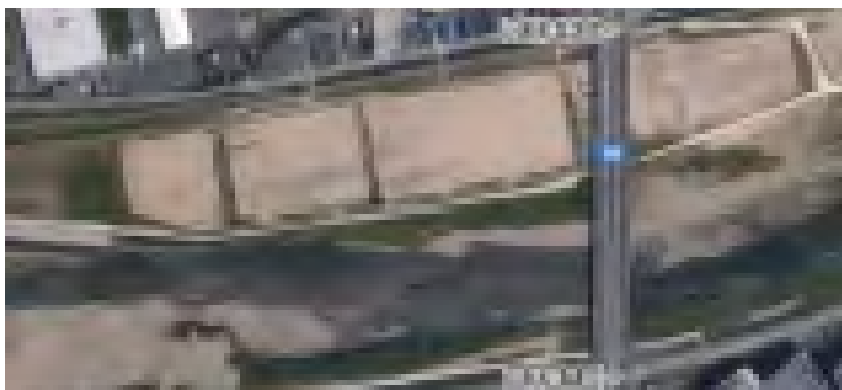
- ・更新を許可した。
- ・許可期間は 5 年とした。
- ・従前通り許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用になるよう取り組むこと」
- ・自然環境保全・再生のための占用区域周辺の管理のあり方については、占用者と協議する。
- ・川らしい利用のあり方の情報共有等は占用者と方策を検討する。

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

① 占用区域全景(上空から望む)



② 占用区域全景(下流端から上流を望む)



③ 占用区域全景(上流端から下流を望む)



④看板(占用標示板)



⑤看板(ゴルフ禁止)

標示面が台風被害により流出、消失



⑥看板(ゴミ捨て禁止)

台風被害により流出、消失



⑦水際の植生その1



⑧水際の植生その1(ツルヨシ群落)



⑨小型陸生草本群落(ヨモギ等)



⑩クズ群落



⑪セイバンモロコシ群落



⑫対岸の河原とわんど



利用状況



猪名川運動広場（3A・3B・4）現況写真

平成 30（2018）年 12 月 18 日撮影

①運動広場全景（北から）



②運動広場全景（南から）



③水際の植生その1



④水際の植生その2



⑤占用許可看板

標示面が台風被害により、消失



⑥看板（ゴルフ禁止）

標示面が台風被害により、消失



取組状況報告書 **猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動広場)(伊丹市)** **【中間報告時】**

	前回委員会の意見 (H27年度第2回審議)	許可時の市の回答 (H28年8月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	アベリアの植栽の中に雑草が伸びてきており、雑草の管理を行っていただきたい。	雑草の除去に努め、適切な管理に努める。	雑草の除去に努め、適切な管理に努める。		
2	環境学習会をこれからも進めていただきたい。	引き続き環境学習会や清掃活動に取り組む。	引き続き環境学習会や清掃活動に取り組んでいく。		
3	環境保全に関する啓発看板の設置をお願いする。	公園課・昆虫館とも連携し、看板設置を検討する。	環境関連部局とも連携し看板設置を検討する。豪雨の被害を受けにくい場所等も合わせ、検討する。		

許 可 書

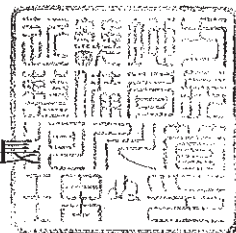
住所

氏名 伊丹市

平成28年2月16日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築（猪名川第3・第4運動広場）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年 4月 4日

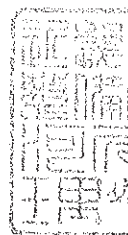
近畿地方整備局長



- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式 3 - 1 土地の占用及び工作物の新改築等）

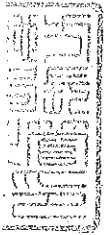
- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園(多目的運動広場)
- 3 場所 伊丹市東桑津池田川筋地先
(左岸 6.2 km ~ 6.6 km - 50m)
- 4 工作物の名称
又は種類 猪名川第3・第4運動広場
- 5 工作物の構造
又は能力 別紙のとおり
- 6 工期 _____
- 7 占用面積 27,113.34㎡
- 8 占用期間 平成28年 4月 01日から平成33年 3月31日まで





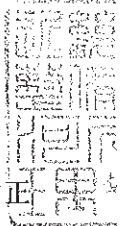
9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。その申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) ~~この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出る。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
 - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

- (11) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) ~~この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物



は堤内の土地に搬出しておくこと。

- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る猪名川河川敷緑地の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



別紙

5. 工作物の構造又は能力

名称	構造又は能力	数 量
運動施設	球技場	3箇所
	コンクリート縁石	1,016.00m
	擬石縁石	699.00m
	自然色アスファルト舗装	1,048.00m ²
	真砂舗装	21,994.00m ²
	インターロッキング舗装	115.80m ²
	芝舗装	2,603.80m ²
	ラインマーク	一式
修景施設	植栽（アベリア）	1,920本
休養施設	ベンチ（可搬式）	17基
管理施設	階段（幅員2.8m 延長8m）	4箇所
	サッカーゴール	12基
	ヒューム管（埋没）	60.00m
	集水枥	1基

個別占用案件のカルテ（中間報告）

③伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図	 Yahoo Japan		現況写真	 下流側からの全景  上流側からの全景	
現在の利用形態	テニスコート 2面				
占有面積	2, 315. 00㎡		付帯施設等	ネットポスト2組、防球ネットポスト10組、ベンチ2脚、道具箱1台 以上可搬式。	
許可の経緯	<当初許可> 昭和56年3月5日 <前回更新許可> 平成29年3月8日 <許可期限> 平成34年3月31日		利用者数 ・ 団体数	平成23年度 3, 495人 平成28年度 1, 898人 平成24年度 3, 713人 平成29年度 2, 539人 平成25年度 3, 439人 平成26年度 1, 287人 平成27年度 3, 916人	
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地				
周辺の土地利用の状況	・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有地と河川側との間は、雑草が茂っている状態である。 ・上流側(北部)は軍行橋に隣接しており、橋の上流側は猪名川第1・第2運動公園として河川敷を占有している。 ・下流側は、緑地として樹木等が生い茂っている。 ・隣接する堤内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、大型店舗がある。				
関連諸計画における占用地の位置付け	・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水と緑のネットワークを形成(公園緑地を整備)する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。 ・みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めることとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。 ・地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。				
その他特記事項	・昭和56年3月5日に占有許可をいただいていた以来、地域住民のスポーツ活動の場として地域のテニス愛好者が利用している。 ・近年台風等の影響で、平成25年度、平成26年度の2年連続で、洪水があり全てのグラウンドが使用できなくなった。平成25年度の工事が終わったのが平成26年6月と7月で、やっと利用できた矢先にまた台風の影響で冠水し、わずか1ヶ月から2ヶ月で使用不可能になった。しかし、伊丹市では河川敷グラウンドは必要な運動施設であります。				

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 既に市街地の概成された本市では、河川敷の運動施設の代替となる施設を設置することはできない。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。そのような状況の中、猪名川河川敷をテニス等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄せられていた。これを受け、昭和56年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。(市体育施設の屋外施設面積計 85,959 m ² 。当運動公園を含む河川敷占用面積は、57,477 m ² と全体の約 66.9%となっている。) 市民のスポーツ活動も盛んになっており、当公園も市内でテニスを楽しむ貴重な場として活用している。		
管理状況	(施設管理) ・昭和56年の設置時より、当テニスコートの利用者と組織している猪名川テニスコート利用調整会議により利用者調整、施設整備等を行っている。 ・利用団体により、保護者が毎年7月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。 ・例年6月に利用団体による剪定、除草作業を実施している。		
	(不法占用) ・占用地の利用は、毎月スケジュール調整を行っている。毎週利用しているため、不法占用があれば、直ちに対応する。		
	(維持管理計画)		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・使用する者は、利用調整会議に参加し利用することとしている。 ・土日祝は、ほぼ終日利用している。 ・平日利用割合は、2割程度である。しかし、近隣中学校の部活動(テニス)として利用することもある。		
	(駐車場) ・6台(隣接する第1・第2運動広場と共用。)(堤内地)		
前回審議の 意見	別紙のとおり		前回審議 意見の対応
環境保全に 向けて申請 者の取組み	(環境への配慮) ・グラウンド利用者が使用終了時に、ブラッシング等の整備を実施している。 ・毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 ・毎年、利用団体による除草作業を実施している。		
	(環境意識の啓発) ・付近に生息している昆虫の啓発看板を設置する。 ・毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を推奨している。 ・毎年、利用団体による剪定、除草作業を指示している。		

安全への配慮	・河川冠水時対策として、ネットフェンス等設置物は可動式にしており、年１回、撤去訓練を実施している。 ・軍行橋付近の水位が2m50cmを越えた場合に、設置物を撤去している。
--------	--

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8k-55m～7. 8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	------------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容		⇒	変更後の 占用内容		
変更要望の内容					
内容変更の必要性					
変更の規模					
変更場所 の範囲図				管理体制	
占用内容 変更による 河川環境への 影響					
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み					
その他 特記事項					

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域であり、河岸にはツルヨシが繁茂している。 ・占用地付近の水域では、オイカワ、カマツカ、コウライモロコ、ギギ、カワヨシノボリ等の魚類、モノアラガイ等の貝類、スジエビ、モクズガニ等の甲殻類、ウスイロフトヒゲコカゲロウ、コガタシマトビケラ等の水生昆虫類が確認されている。 ・占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリ、草地で繁殖するセッカ等が確認されている。 ・占用地にはテニスコートが2面あり、周囲にシャリンバイ等が植栽されているほか、チガヤ群落、シバ群落、クズ群落、セイタカヨシ群落等がみられる。堤防は、外来植物のセイタカアワダチソウ群落やセイバンモロコシ群落がみられる。
自然環境上重要な場所		・占用地の河岸沿いに分布するツルヨシ群落は、これらに依存するオオヨシキリ、セッカ等の生息地になっている可能性がある。
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離: 約 40m～50m ・水際にはツルヨシ群落が確認される。 ・占用地とツルヨシ群落との間にはオギ群落、カナムグラ群落、クズ群落、落葉広葉樹林のアキニレ群落等がみられる。
	水面との 高低差	約3m
環境面から見た望ましい利用方針	・占用地周辺の河岸沿いに分布するツルヨシ群落は、オオヨシキリ、セッカ等の注目すべき種の生息地になっている可能性があるため、可能な限り保全する。また、ツルヨシ群落と占用地の間の草地も緩衝帯として保全する。 ・外来植物のセイバンモロコシ等は、在来の植物の生育を阻害するため、可能な限り駆除する。 ・利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 ・環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 ・利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。	

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

【平成28年度第2回委員会意見】

- ①小学3年生の環境体験学習の場としての実績をあげること。
- ②行為区域部分も占用区域同様に整備していただきたい。
- ③占用区域以外の部分についても、環境学習の場に相応しい環境整備を河川管理者にお願いする。
- ④他の占用地の方が、環境学習の場に相応しいのではないか。
- ⑤環境学習に生物多様性の視点を入れていただきたい。

【更新時点での伊丹市からの回答】

- ① H28年度は10月27日に神津小学校4年生が、環境学習として桑津橋近くの河川敷で水質検査をしましたが、全校で実施できるよう努める。
- ② 占用区域だけでなく、行為区域部分についても、年に数回除草を実施している。
- (③河川管理者として出来ることは、一定整備したところです。)
- ④ 現在の占用地付近には外来種が多く生息しており、占用地に近い場所を環境学習の場として整備するほうがスポーツ団体だけでなく、広く多くの方に環境学習に参加いただけると考えるため。
- ⑤昆虫館、みどり自然課、公園課、生活環境課等と連携し、生物多様性の学習を取り入れられるよう検討していきたい。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。(H29.4.1～H34.3.31)
- ・従前通り許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用になるよう取り組むこと」

番号	01015	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k-55m～7.8k+36m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)

① 占用区域全景(下流端付近から上流を望む)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

② 占用区域全域(上流端付近から下流を望む)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

③看板(占用表示板)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

④看板(利用上の注意)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑤スロープ



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑥自転車の駐輪場所



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑦階段



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑧用具箱



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑨駐車場申請場所(上流側より)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑩駐車場申請場所(下流側より)



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑪シャリンバイ等植栽



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑫チガヤ群落



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑬シバ群落



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑭堤防のセイトカアワダチソウ群落



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑮堤防のセイバンモロコシ群落



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑯水際の植生



平成 28 年 12 月 9 日撮影

⑰ツルヨシ群落



平成 28 年 12 月 9 日撮影

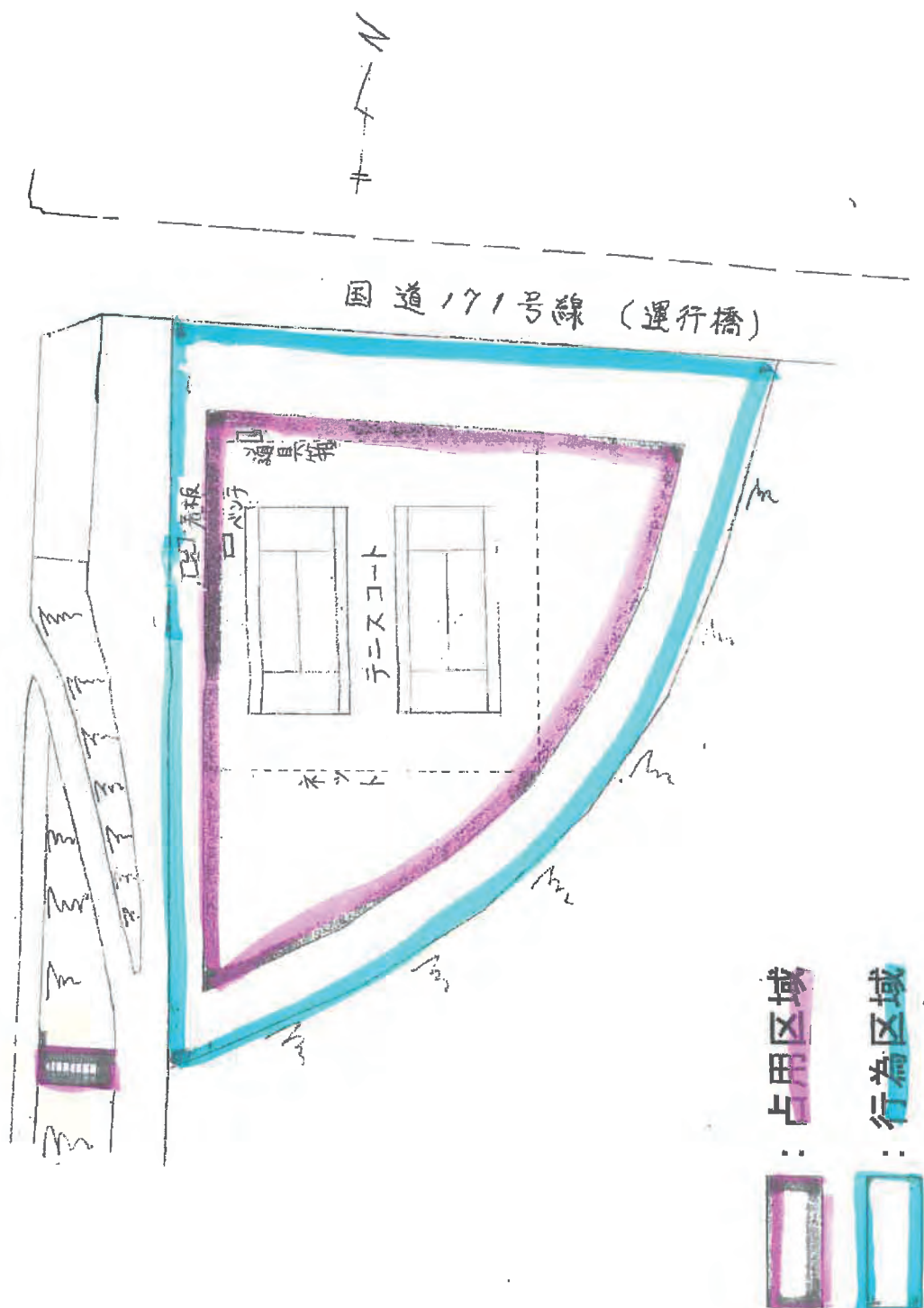
⑱占用地と水際の間の植生



平成 28 年 12 月 9 日撮影

猪名川テニスコート平面図

1/500



猪名川テニスコート現況写真

平成 30（2018）年 12 月 18 日撮影

①テニスコート全景（北から）



②テニスコート全景（南から）



③法面



④利用注意喚起看板



⑤環境教育看板



⑥占用許可看板



⑦群生地



⑧注意喚起看板



取組状況報告書 伊丹市立猪名川テニスコート(伊丹市) 【中間報告時】

	前回委員会の意見 (H28年度第2回審議)	許可時の市の回答 (H29年3月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	小学3年生の環境体験学習の場としての実績をあげること。	H28年度は10月27日に神津小学校4年生が、環境学習として桑津橋近くの河川敷で水質検査をしました が、全校で実施できるよう努める。	H29年度も引き続き環境学習を行った。今年度は豪雨の被害を受けていて実施は難しいが、復旧後継続して行っていきたい。		
2	行為区域部分も占用区域同様に整備していただきたい。	占用区域だけでなく、行為区域部分についても、年に数回除草を実施している。	占用区域だけでなく、行為区域部分についても、年に数回除草を実施している。		
3	占用区域以外の部分についても、環境学習の場に相応しい環境整備を河川管理者に願う。	河川管理者として出来ることは、一定整備したところです。	環境整備については、河川管理者と共に、整備について前向きに協議を行っている。		
4	他の占用地の方が、環境学習の場に相応しいのではないか。	現在の占用地付近には外来種が多く生息しており、占用地に近い場所を環境学習の場として整備するほうがスポーツ団体だけでなく、広く多くの方に環境学習に参加いただける と考えるため。	現在の占用地付近で環境学習を行いたい。占用地に近い場所を、環境学習の場として整備することでスポーツ団体だけでなく、幅広い方に環境学習に参加いただくと考えるため。		
5	環境学習に生物多様性の視点をを入れていただきたい。	昆虫館、みどり自然課、公園課、生活環境課等と連携し、生物多様性の学習を取り入れられるよう検討していきたい。	庁内(昆虫館、みどり自然課、公園課、生活環境課等)庁外(河川レンジャー等)と連携し、生物多様性の学習を取り入れられるよう検討していきたい。		

許 可 書

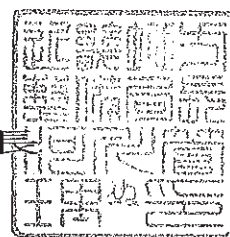
住所

氏名 伊丹市

平成 2 9 年 2 月 3 日付けで申請のあった土地の占用（猪名川テニスコート）については、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 4 条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 2 9 年 3 月 8 日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第 8 2 条及び行政事件訴訟法第 4 6 条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 占用の目的 公園（猪名川テニスコート）
及び態様

運動施設

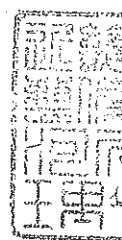
テニスコート	2面	
ネットポスト (H=1.07m, W=12.0m)	2組	(可搬式)
防球ネット・ポスト (H=2.0m, W=12.0m)	10組	(可搬式)
コンクリートブロック縁台 (L=142.7m)		
ベンチ (H=0.67m, L=0.52m, W=1.50m)	2脚	(可搬式)
道具箱 (H=1.00m, L=0.90m, W=1.80m)	1台	(可搬式)

景観施設

植栽（シャリンバイ）	69本	
張芝		

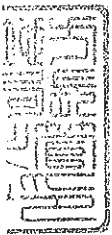
その他管理施設

階段（コンクリート L=8.22m, W=3.0m）	1箇所	
看板（鉄・アルミ複合板製 H=0.42m, W=0.6m）	1箇所	
- 3 場 所 伊丹市北伊丹5丁目地先
(右岸7.8k-55m～7.8k+36m)
- 4 占用面積 2,315.00㎡
- 5 占用期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで



6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (6) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (7) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (9) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (10) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (11) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
 - 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用の許可が取り消されたとき。
- (12) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (13) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
 - 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。



- 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
- 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
- イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
- 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所に協議すること。
- (14) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地に搬出しておくこと。
- (15) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (16) この許可に係る区域内の樹木は、常に1メートル以内に刈込みしておくこと。
- (17) この許可に係る猪名川テニスコートの利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (18) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

許 可 書

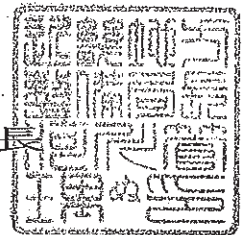
住所

氏名 伊丹市

平成29年3月13日付け伊教生ス第698号で申請のあった工作物の除却（猪名川テニスコート）については、河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 3月22日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式3-2 工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園（猪名川テニスコート）
- 3 場所 伊丹市北伊丹5丁目地先
（右岸7.8k-55m～7.8k+36m）
- 4 工作物の名称 シャリンバイ
又は種類
- 5 工作物の構造 植栽（シャリンバイ） 69本（除却）
又は能力
- 6 工期 平成29年 3月22日から平成29年 3月25日まで

7. 許可の条件

- (1) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (2) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (3) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (4) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときはその指示に従うこと。
- (5) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕をもって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
- 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (6) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
- 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
- 二 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- 三 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (7) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (8) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- (9) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (10) この許可を受けた者は、この許可に係る行為により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (11) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生

ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

- (12) この許可を受けて工作物を設置している者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けて工作物を設置している者の負担において、この許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。

一 工事の目的を達することができなくなったとき。

二 工作物の用途を廃止したとき。

三 工事の許可が取り消されたとき。

- (13) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

- (14) 本件許可に係る工作物は平成29年3月8日付国近整猪占調河占第118号の次回継続申請時に併せて申請のこと。



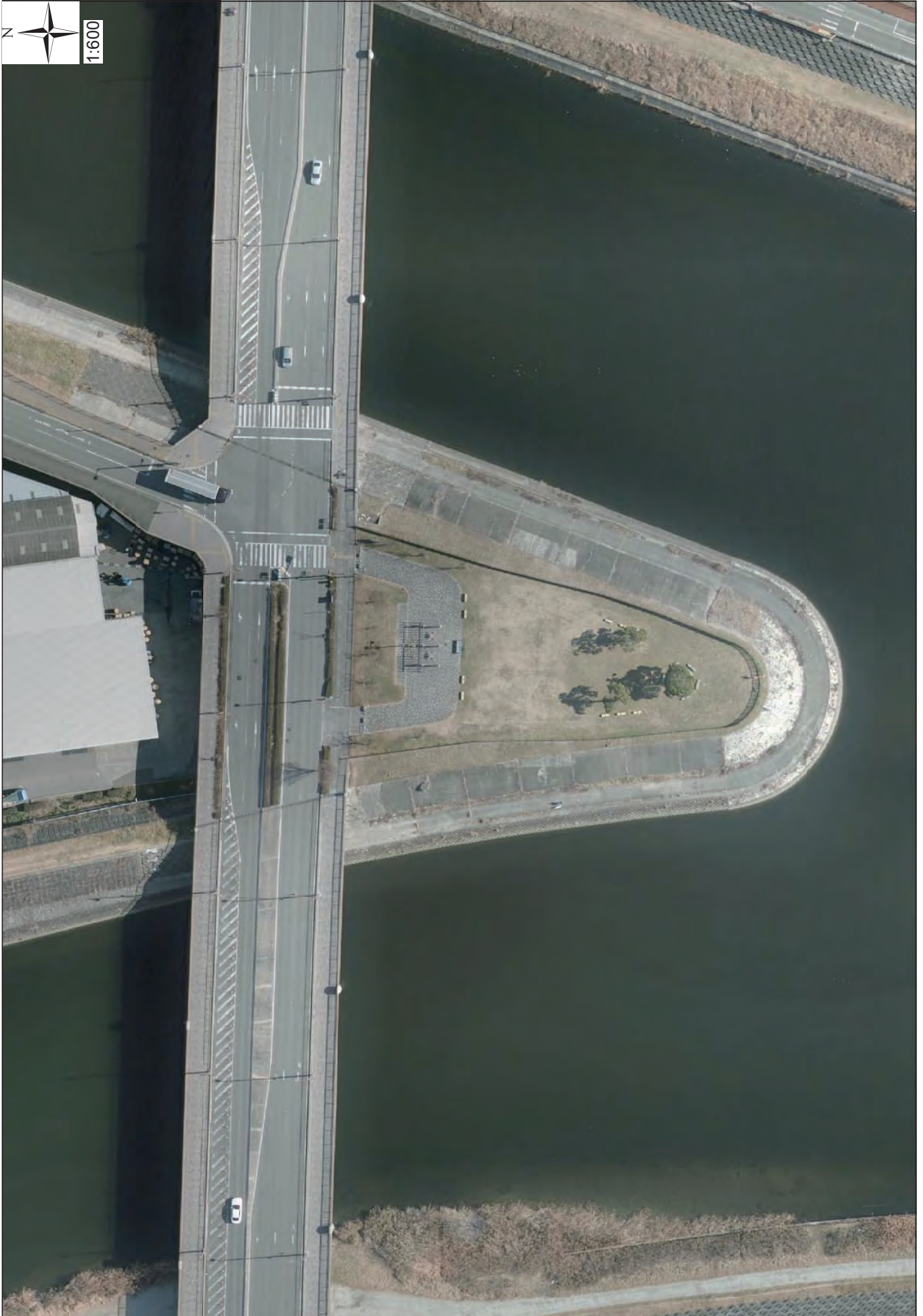
個別占用案件のカルテ（中間報告）

④猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設 （おおぞら広場） （尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	01027 おおぞら広場		
2.今回申請種別	中間報告		
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 0.6km 付近～藻川左岸 0.0km 付近 目的：猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設 占用面積：2416.00 m ² 工作物：別紙のとおり		
4.許可の経緯	<当初許可> H18.11.15 <前回更新許可> H28.12.26 <許可期限> H33.9.30	7.保全利用 委員会による 参考意見	【平成28年度第1回委員会意見】 ①法面のクズの処理を適切にすること。 ②夏の利用促進のためパーゴラにクズ等の植物を絡ませる(クズ棚)等検討されたい。 ③スプレー缶の落書きがあるため、対処されたい。 【更新時点での尼崎市回答】 ① 本市公園維持課にてすでに処理済みです。 ② 現地の状況を踏まえて検討中です。 ③ すでに撤去し、対応済みです。
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり		・更新を許可した。(H28.10.1～H33.9.30) ・特記条件に「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組みこと。」とした。
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8.処理	

<補足>・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存





No. 1

撮影日: 2018年12月17日



No. 2

撮影日: 2018年12月17日



No. 3

撮影日: 2018年12月17日



No. 4

撮影日: 2018年12月17日



No. 5

撮影日: 2018年12月17日



No. 6

撮影日: 2018年12月17日

取組状況報告書 おおぞら公園(尼崎市) 【中間報告時】

	前回委員会の意見 (H28年度第1回審議)	許可時の市の回答 (H28年12月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	法面のクズの処理を適切にすること。	本市公園維持課にてすでに処理済みです。			
2	夏の利用促進のためパーゴラにクズ等の植物を絡ませる(クズ棚)等検討されたい。	現地の状況を踏まえて検討中です。	関係課と検討を行った結果、維持管理に問題があるため、施工しない状況です。		
3	スプレー缶の落書きがあるため、対処されたい。	すでに撤去し、対応済みです。			

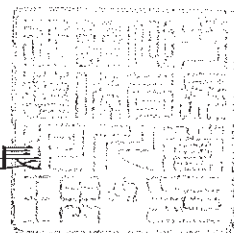
許 可 書

住所
氏名 尼崎市

平成 28 年 9 月 28 日付け尼道第 5850 号で申請のあった土地の占用（猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設）については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 28 年 12 月 26 日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第 82 条及び行政事件訴訟法第 46 条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川、藻川
- 2 占用の目的 猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設
及び態様 態様は別紙のとおり
- 3 場 所 尼崎市東園田町8丁目地先
(猪名川右岸0.6km付近～藻川左岸0.0km付近)
- 4 占用面積 2,416.00㎡
- 5 占用期間 平成28年10月 1日から平成33年 9月30日まで

6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (6) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (7) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (9) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (10) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障

に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

- (11) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。

- 一 占用の期間を満了したとき。
- 二 占用の目的を達することができなくなったとき。
- 三 占有若しくは工作物の用途を廃止したとき。
- 四 占用の許可が取り消されたとき。

- (12) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

- (13) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。

- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他の適切な方法により点検を行うこと。
- 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。

- (14) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占有となるよう取り組むこと。



別紙

2 占用の目的及び態様

名 称	構造又は能力	数 量	備 考
照明灯	H=4.8m	1 基	
電線管 (埋設)	FEP30	21.2m	
ケーブル	CV3.5□×2C	21.2m	
埋設表示テープ	幅150	21.2m	
ブロック舗装	t=60	7.5m ²	
ブロック舗装	t=80	335.4m ²	
地先境界縁石	150×150×600	78.5m	
ベンチ	W1500×D400×H400	16基	
テーブルセット	野外卓×1, スツール×4	2基	
由來板	W=2400×D800×H1000	1基	
案内板	W=2300×D150×H2450	1基	
擬木柵	H=1100、支柱@1500	156.7m	
車止め	可動式	3基	
パーゴラ	W=4500×D=9200×H2747	1基	
防根シート	ポリプロピレン製	36.8m	
植栽	クスノキ	3本	
	ヤマザクラ	5本	
	ソメイヨシノ	1本	
	芝生	1852.0m ²	
芝生保護材		70.0m ²	